

【4 解読文】 国産生糸悪製・不正取締り請書（明治三年：一八七〇）（C）

（表紙）

「明治三庚年八月 控

御 請 書

東 通

上大屋村」

差上申御請書之事

（差し上げ申す御請け書の事）

一御国産生糸之儀、從來

（一御国産生糸の儀、從來）

皇国第一与称候佳品有レ之処、横浜御開港

（皇国（こうこく）第一と称（とな）え候佳品にこれ有る処、横浜御開港）

已来、製作元并商人共之内、追々私情甚敷

（已来（いらい）、製作元並び商人共の内、追々私情（しじょう）甚（はなは）だ敷（し）くに）

立至り、生糸江重目を付候ため、厚紙ヲ卷付ケ、

（立ち至り、生糸へ重目を付け候ため、厚紙を巻き付け）

或者太元結相用、其外種々之悪謀ヲ巧、

（或（ある）いは太元結（もとゆい）相（あい）用い、其（そ）の外種々の悪謀を巧（たく）み）

近くハ玉糸挽交等、悪製不正之及ニ所業一、

（近くは玉糸挽（ひ）き交じる等、悪製不正の所業（しよぎょう）に及び）

其弊一般押移り、已ニ昨歳已来別而厳御取

（其の弊一般に押し移り、已（すで）に昨歳已来別けて厳しく御取り）

締御布告等有レ之候得共、兎角弊風

（締まり御布告等もこれ有り候えども、兎角（とかく）弊風（へいふう））

不二相止一、不埒之事ニ候、右様佳名之御国産、

（相止（や）まず、不埒（ふらち）の事に候、右様佳名の御国産）

悪製二陥り候而者、御国利を失ひ候の已ならず、
〈悪製に陥（おちい）り候ては、御国利を失い候のみならず、〉

第一

天朝御旨趣も有レ之、^{（カ）}殊二専ら交際之品二
〈天朝（てんちよう）御旨趣（ししゆ）もこれ有り、殊（こと）に専（もつぱ）ら交際の品に〉

候得者、^{（ママ）}外国ひ被レ為レ対、御国辱与申し
〈候えば、外国へ対せられ、御国辱（こくじよく）と申し〉

詰候所、御国政二相拘、不ニ御容易一義有レ之、
〈詰め候所、御国政に相拘（かか）わり、御容易ならざる義これ有り、〉

依而今般頭取共江申付、廻村之上一村
〈依（よつ）て今般頭取（とうどり）共へ申し付け、廻村の上一村〉

限り小前末々迄、昨年已来御布告并義定
〈限り小前（こまえ）末々迄、昨年已来御布告並び義定（ぎじよう）〉

書之趣、^{（カ）}猶為ニ申渡一候条、右御取締御主意之
〈書之趣（おもむ）き、猶（なお）申し渡させ候条、右御取り締まり御主意の〉

趣、製作人者勿論、商人共得与相弁ひ、
〈趣き、製作人は勿論（もちろん）、商人共得（とく）と相弁（わきま）え、〉

旧製之佳名ニ復し候処可ニ心掛一候、万一
〈旧製の佳名に復し候処心掛けべく候、万一〉

心得違私情ニ迷ひ、悪製不正之
〈心得違私情に迷い、悪製不正の〉

及ニ仕業一、御主意不ニ相守一者於レ有レ之者、
〈仕業（しわざ）に及び、御主意相守らざる者これ有るに於いては、〉

無ニ容赦一糺問之上可ニ罪科一候条、心得
〈容赦無く糺問（きゆうもん）の上罪科（ざいか）とすべく候条、心得〉

違無レ之様可レ致者也
〈違（ちが）いこれ無き様致すべき者也〉

右之通被ニ 仰渡ニ承知奉レ畏候、然ル上者
（右の通り仰せ渡され承知畏（かしこ）み奉（たてまつ）り候、然（しか）る上は）

一村限り相互ニ製練ニ可レ仕候、万一心得違
（一村限り相互いに製練に仕（つかまつ）るべく候、万一心得違）

御取締御主意犯し候者御座候ハ、早速
（御取り締まり御主意犯し候者御座候はば、早速（さっそく））

御訴可ニ申上ニ候、依レ之御請印形仕奉ニ差上ニ
（御訴え申し上げべく候、これに依り御請け印形（いんぎよう）仕り差し上げ奉り）

候処、如レ件
（候処、件（くだん）の如し）

東通上大屋村

富造 印
忠太郎 印
幾次郎 印
由造 印

（以下一三名、中略）

文七 印

百姓代

善平 印

与頭

常三郎 印

同

亀吉 印

名主

藤太郎 印

明治三庚午年

八月

小池文七郎殿

田村栄次郎殿